

総合評価落札方式特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、総合評価落札方式に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の契約に適用する。

件名 戸田市上下水道事業包括委託

(履行)

第3条 受注者は、あらかじめ提出した技術提案書に基づき、契約を履行しなければならない。ただし、技術提案書にある提案内容を実施するにあたり、契約に支障をきたす事項がある場合は、契約後直ちに、発注者は受注者にその対応を指示する。

(従事者)

第4条 受注者は、技術提案書に配置する従事者を記載した場合は、契約の履行に当たり当該従事者を配置しなければならない。

2 従事者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（病気、怪我、退職、死亡等）がある場合は、この限りでない。

3 受注者は、従事者を変更しようとするときは、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

4 変更後の従事者は、原則として変更前の従事者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者でなければならない。

(評価内容の確認)

第5条 受注者は、提案内容を履行し、発注者からの求めを受けたときは、履行が確認できる資料を添付の上、速やかに、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内（閉庁日を除く）に、技術提案書に示された提案内容の履行を確認しなければならない。履行の確認にあたり必要があると認められるときは、発注者はその理由を受注者に通知して、契約の目的物を最小限度破壊して確認することができる。

3 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の確認により提案内容が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度履行又は補修の計画書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が再度履行又は補修が適当でないと判断した場合は、この限りではない。

5 受注者は、前項の計画書の内容について発注者の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度発注者の履行確認を受けなければならない。

(資料作成費)

第6条 技術提案書の評価項目に係る試験及び資料作成は、受注者が行う。また、その費用は、受注者が負担する。

(不履行に対する措置)

第7条 受注者の責により技術提案書に記載の内容が満足できなくなった場合は、受注者は発注者に違約金として、不履行の項目の配点に応じた額（配点1点を契約金額の1%に相当させた金額）を支払う。

2 受注者の責により技術提案書に記載の内容が満足できなくなった場合は、前項のほか「戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

3 従事者の変更に際して、第4条第2項ただし書きに該当する場合は不履行と見なさないものとする。ただし、第4条第3項に係る資料に虚偽の記載があった場合は、この限りではない。

(虚偽記載)

第8条 契約締結後、技術提案書に虚偽の記載が発覚した場合、受注者が発注者に違約金として、契約金額の5%を指定された期間内に支払うものとする。

2 技術提案書に虚偽の記載があった場合は、前項のほか「戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

(弁明の機会)

第9条 受注者は、発注者から第7条及び第8条の措置について通知を受けてから7日以内（閉庁日を除く）に、発注者に不服を申し出ることができる。